障害者自立支援法による自立支援医療機関の指定. 退...... 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定の辞

(障害福祉課)

同同同

: : : : 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定

介護保険法による居宅サービス事業者の指定......

保高

告

示

目

次

土地改良事業施行の同意

先 機 関 平成二十年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入

文県

化生

課活

:

껃

道路の供用の開始. 道路の区域の変更 保安林の指定解除予定

> (道 林

課 : 課 :

同 路 政

끄디 \equiv \equiv

公

告

身体障害者福祉法による医師の指定

右

札

第二千八百二十二号

平成十九年 水曜日) 干百

より公示する。 平成十九年八月二十二日

サービスア サービスペード・ケア 銀同会社美 ン株式会社-ン株式会社-氏名 称 又は 指定居宅サービス事業者 レ ーーの七三 東京都東久留米 目一二の五一 の二 黒石市八甲三六 の二 黒石市八甲三六 一市東 一八京 の幡都 所在地又は住所主たる事務所の 七 七 三 二 丁 目 米 丁 類 ビ 居 ス の 種 用特 具定 売祉 貸福 与祉 用 具 用特 具定 販福 売祉 貸福 与祉 用 具 訪問介護 サービス水気経フィ サービス・サービス ン介イ松 青護チフ電 森チェリー エ 奥テー テーション コン 名 事業のサー 称 ビス事業を行う 黒石市八甲三六 ほとけ沢五0 ほとけ沢五の の二市八甲三六 目一〇の二〇 所 在 の町 の町 地 六字 六字 元平・成 元 11 큤 年指 月 日定 **†**• 11-11 三

青森県告示第六百十四号

県上

民地

局域

:

Ħ.

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、 同法第百十五条の九第一号 次

示

のとおり居宅サー 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、

ビス事業を行う者を指定したので、

同法第七十八条第一号の規定に

次

青森県知

事

Ξ

村

申

吾

青森県告示第六百十三号

平成十九年八月二十二日

青森県知事
Ξ
村
申
吾

11	黒石市八甲三六	サービス株式会社フィ	用予特 具防定 販福介 売祉護	黒石市八甲三六	サービス・サービス・サービス
一九・七・二三	の二 黒石市八甲三六	サービス水気を	貸福介 与祉護 用予 具防	黒石市八甲三六	サービス水長を行って
"	ほとけ沢五の六	ン育選リング 大松 下電 ボッス かっぱい できる かっぱい できる かっぱい できる かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい かっぱい	用予特 具防定 販福介 売祉護	ーーの七三 市八幡町二丁目 東京都東久留米	ンタコム レ
一九• 七•二0	ほとけ沢五の六	ン青森店 イ松下電 エエー	貸福介 与祉護 用予 具防	ーーの七三 市八幡町二丁目 東京都東久留米	ンタコム レ
元平 ・成 三	目一〇の二〇 一〇の二〇	奥野 テーション ション	訪介 問護 介護 護防	青森市奥野二丁 一番の五	銀合同会社美
年月日	所 在 地	名称	の [†] 種 類 り	所在地又は住所主たる事務所の	氏名 称 又は
指定	が ビス事業を	行護予防サ-	介護で予	予防サービス	事業者事業者所サー

青森県告示第六百十五号

第三項の規定により公示する。 指定自立支援医療機関 (精神通院医療) がその指定を辞退したので、同法第六十九条障害者自立支援法 (平成十七年法律第百二十三号) 第六十五条の規定により、次の

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申

吾

一た・七・一	6 四	八戸市南類家三丁目二の一	八戸市南	ハッピー・ドラッグ類家店
平成元	9 =	青森市青葉一丁目二の二	青森市書	サカエ薬局大野
年 月 日 日	地	在	所	名

青森県告示第六百十六号

九条第一号の規定により公示する。自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)を次のとおり指定したので、同法第六十億害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、

平成十九年八月二十二日

青森県知事

村

申

吾

田口矯正歯科	名称	
弘前市大	所	
弘前市大字徳田町	在	
六	地	
療料矯正に関する医	担当する医療の種類	
元平 ・成 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	年指 月 日定	

青森県告示第六百十七号

号の規定により公示する。自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一頃の規定により、障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、

平成十九年八月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

	○七	郡階上町蒼前-		はしかみ 訪問看護ステーションえがお
"	校 三 一	八戸市大字妙字分枝三一		訪問看護ステー ションえがお
"	字三厩新町六	の三東津軽郡外ヶ浜町字三	の東三津	上磯調剤薬局三厩店
"	二〇の五	八戸市柏崎六丁目三〇の五	八戸	サカエ薬局柏崎
平成六、八、	沢部四三九の	五青森市大字三内字沢部四三九の	五青森	木村文祥内科クリニック
指定年月日	地	在	所	名称

1

県

道

井三戸線入

2

県

道

沢線 線 泊 脇野

青森県告示第六百十八号

り次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則 三月青森県規則第二十六号) 第五条の規定により告示する。 身体障害者福祉法 (昭和二十四年法律第二百八十三号) 第十五条第一項の規定によ (昭和六十二年

平成十九年八月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

大出	E	E
伸治	ŕ	3
佐国 井民 診健	名	勤
療康 所保 険	称	務す
三佐下 九井北 の字本	所	る病
一人佐 佐井	在	院
并村 川大 目字	地	等
整形外科 (肢体	診療 科 目	
元平 ・成 [・]	年月日	指 定

青森県告示第六百十九号

り告示する。 通知があったので、 農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定によ

平成十九年八月二十二日

番図 号面

種道 路

類の

路 線 名

	_
むつ市大畑町二階滝一の一・	解除予定保安林の所在場所

次の図に示す部分に限る。 下北郡佐井村大字佐井字古佐井山一の一 (国有林。

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

保安林として指定された目的

水源のかん養

保安林を解除しようとする理由

Ξ

備え置いて縦覧に供する。 道路用地とするため 「次の図」は、省略し、 その図面を青森県農林水産部林政課及び関係市村役場に

青森県告示第六百二十号 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、次のとおり

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

部道路課において一般の縦覧に供する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十九年九月二十一日まで青森県県土整備

平成十九年八月二十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

市脇野沢寄浪五の二ま	つ市脇野沢寄浪一五の	大字櫛引字蒼前一の六	市大字櫛引字松倉一の	変更の区間
後	前	後	前	前変 後更 別の
二八・〇〇メートルまで	一二・二〇メートルまで	二〇・〇〇メートルまで	一八・〇〇メートルまで	敷地の幅員
一七二・五〇メートル	一八八・〇〇メートル	五一四・〇〇メートル	五一四・〇〇メートル	敷地の延長
				備考

青森県告示第六百二十一号

道路の供用を開始するので、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次のとおり 同項の規定により公示する。

部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、告示の日から平成十九年九月二十二日まで青森県県土整備

平成十九年八月二十二日

青森県知事

Ξ 村 申

吾

2

九艘泊脇野沢線 むつ 青森 泉岡線 名 青森			
	九艘泊脇野沢線	浪	線
(供用開始の区間 市大字浦町字奥野二七七の三から 市大字浦町字奥野二七七の三から 市 大字浦町字奥野二七七の三から 大字浜田字玉川六九の二まで は、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場では、現場で	むつ市脇野沢寄浪五の二まむつ市脇野沢寄浪一五の一	田字玉川六九町字奥野二七	供用開始の
ら 間		<i>y</i> 9	間
ル 一	"	成式	の供 期開 日始

告

公

平成二十年度刊行青森県史制作業務委託に係る一般競争入札

|年政令第十六号) 第百六十七条の六の規定により公告する。 次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令 (昭和二十

平成十九年八月二十二日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

五

3 2

一般競争入札に付する事項

次に掲げる業務の委託

業務名 平成二十年度刊行『青森県史 制作業務 資料編 近現代5 復興と改革の時代』

- 2 業務内容 入札説明書による。
- 3 履行期限 平成二十一年三月三十一日
- 納入場所 入札説明書による。
- 二 入札に参加する者に必要な資格
- い者であること。 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しな
- 平成十九年一月三十一日青森県告示第六十三号 (物品等の競争入札参加資格)の 平成十八年一月三十日青森県告示第六十七号 (物品等の競争入札参加資格) 又は 平成十七年七月一日青森県告示第五百六十五号 (物品等の競争入札参加資格)、 の規定により、一般印刷の契約についてAの等級に格付けされた者であること。
- Ξ 入札説明書の交付場所等

1

青森県環境生活部県民生活文化課分室 (県史編さんグループ) 青森市長島一丁目一の一 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

2 電話 〇一七 七三四 九二三八

入札説明会の場所及び日時

場 所

青森市長島一丁目一の

青森県庁舎 北棟二階A会議室

(__)

平成十九年九月四日 午前十時

兀

入札及び開札の場所及び日時

場所 青森市長島一丁目一の一

青森県庁舎 北棟二階A会議室

日時 平成十九年九月十八日 午前十時

その他 郵送又は電送による入札は認めない。

入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金

免除する。

2 契約保証金

よる。

青森県財務規則 (昭和三十九年三月青森県規則第十号) 第百五十九条の規定に

第2822号 3

八 七 六 最低制限価格 落札者の決定方法 契約書の取り交わしの時期 最低制限価格を設定する。 落札決定の日から七日以内

九 価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。 その他 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札した者のうち、最低の

2 入札者に求められる義務

日本語及び日本国通貨

契約手続において使用する言語及び通貨

ばならない。 出期限までに青森県環境生活部県民生活文化課長に提出しなければならない。 なお、当該調書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなけれ 入札への参加を希望する者は、制作工程及び工場等に関する調書を入札書の提

反した入札は、無効とする。 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違

4

り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五 する額を加算した金額 (当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切 分の百に相当する金額を入札書に記載すること。 入札書の記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当

出 先 機

関

土地改良事業施行の同意

替えて準用する同法第十条第一項の規定により、六ケ所村に係る次の土地改良事業の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第九十六条の二第五項において読み

平成十九年八月二十二日

上北地域県民局長

北

村

収

事業名 基盤整備促進

地区名

千樽

公告する。 施行に平成十九年七月十七日同意したので、同法第九十六条の二第七項の規定により

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行